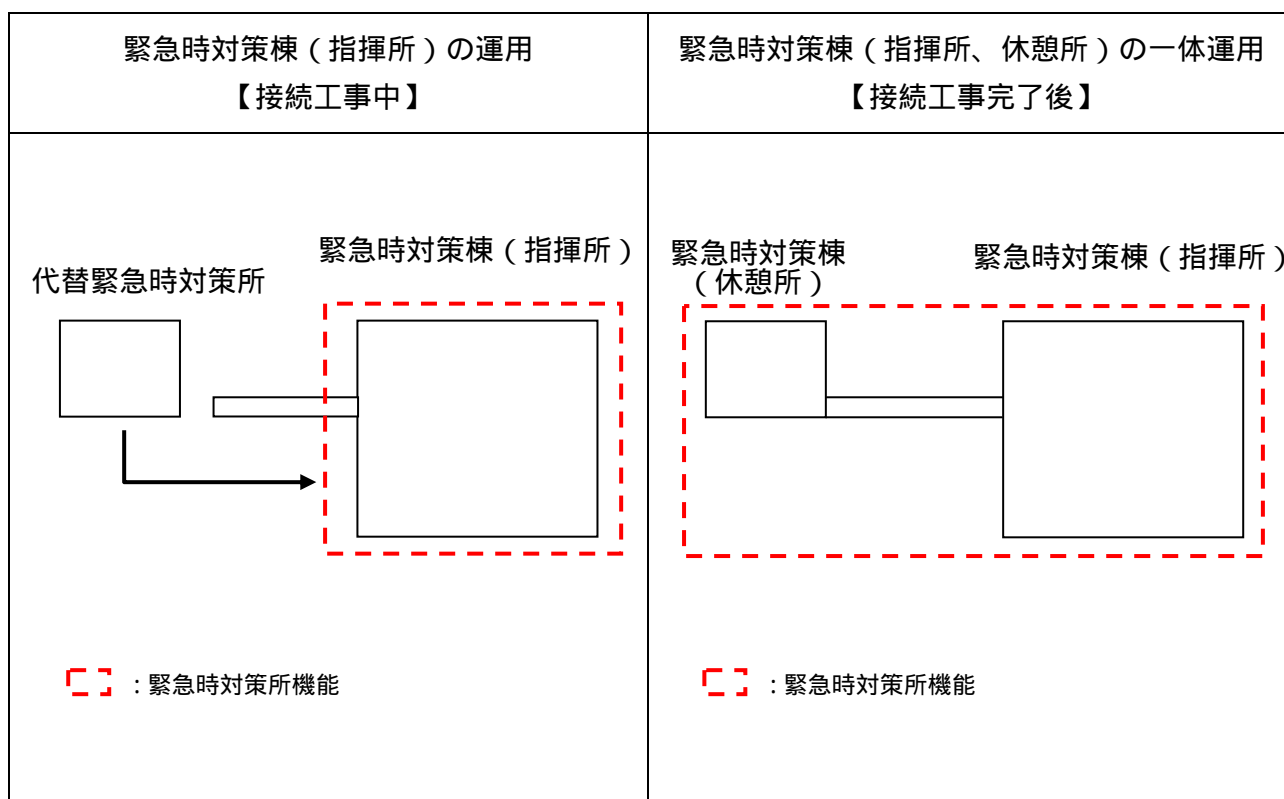


## 主な補正内容について

### 1. 緊急時対策所の変更

緊急時対策所を設ける緊急時対策棟の設置工事において、緊急時対策棟（指揮所）と緊急時対策棟（休憩所）の接続工事に当たり、各段階で緊急時対策所機能を確認することを追加。



: 「緊急時対策棟（指揮所）」を設置。

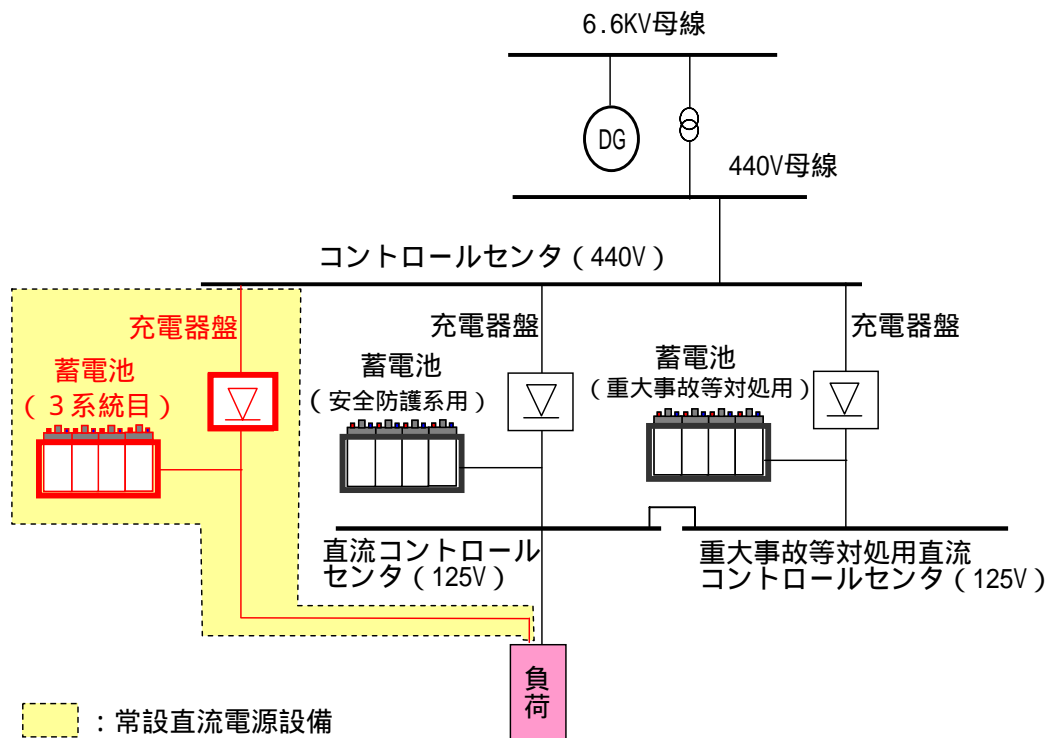
: 緊急時対策所を「代替緊急時対策所」から「緊急時対策棟（指揮所）」内へ移設。

: の移設をもって、「代替緊急時対策所」を廃止。

: 廃止した「代替緊急時対策所」を「緊急時対策棟（休憩所）」とし、「緊急時対策棟（指揮所）」と合わせ、「緊急時対策棟」として一体運用を開始。

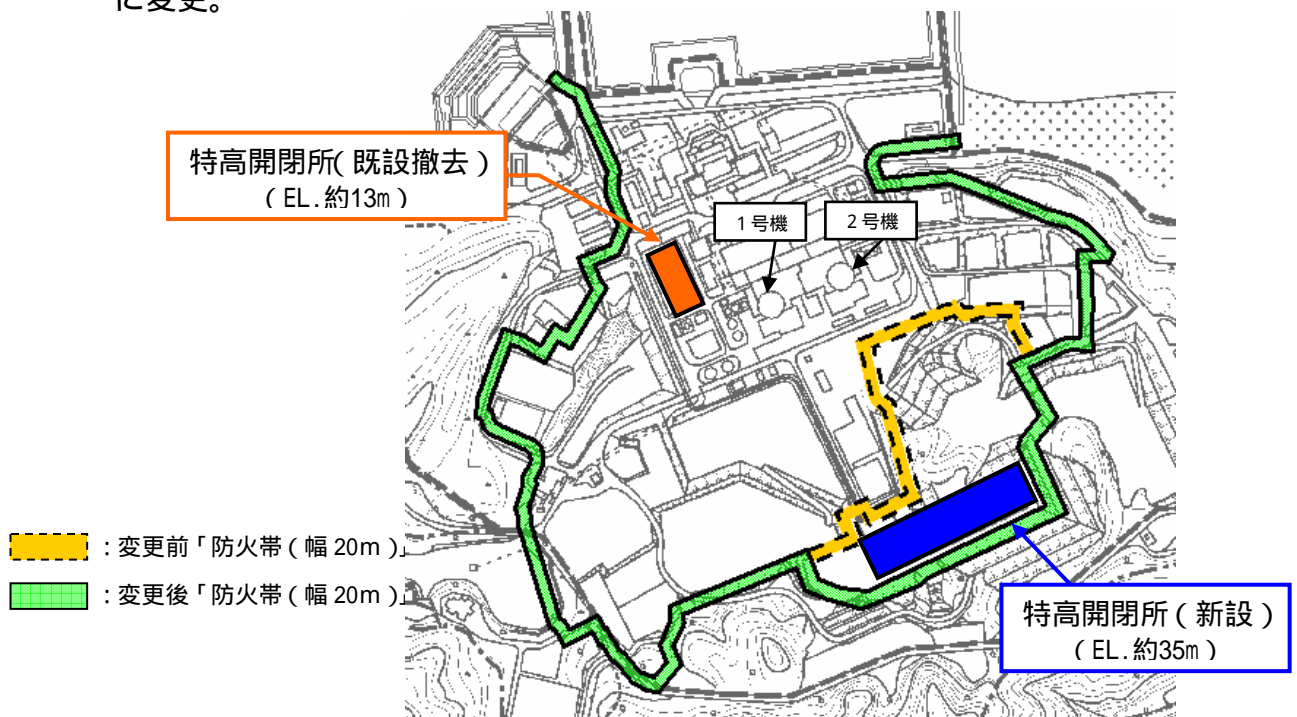
## 2. 常設直流電源設備の設置

蓄電池（3系統目）は、特に高い信頼性を有する電源設備とするため、重大事故等対処施設の耐震設計に加えて、設計基準対象施設と同等の耐震設計を実施することを追加。



## 3. 受電系統の変更

森林火災の発電所への延焼を防止する防火帯について、特高開閉所（新設）の外側に変更。



以上

## 用語等の解説

### ○蓄電池（3系統目）

重大事故等の対応に必要な機器に電力を供給するための電源設備

### ○特高開閉所

外部からの電気を受電及び発電した電気を送電線へ送るための設備

### 防火帯

可燃物が無い、延焼被害を食い止めるための帯状の地域